

**概 要 版**

# **芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画**

**芦 屋 市**

**平成 27 年 3 月**

## 1 はじめに

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症（未知の感染症）に対する対策の強化を図り、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的として制定されました。

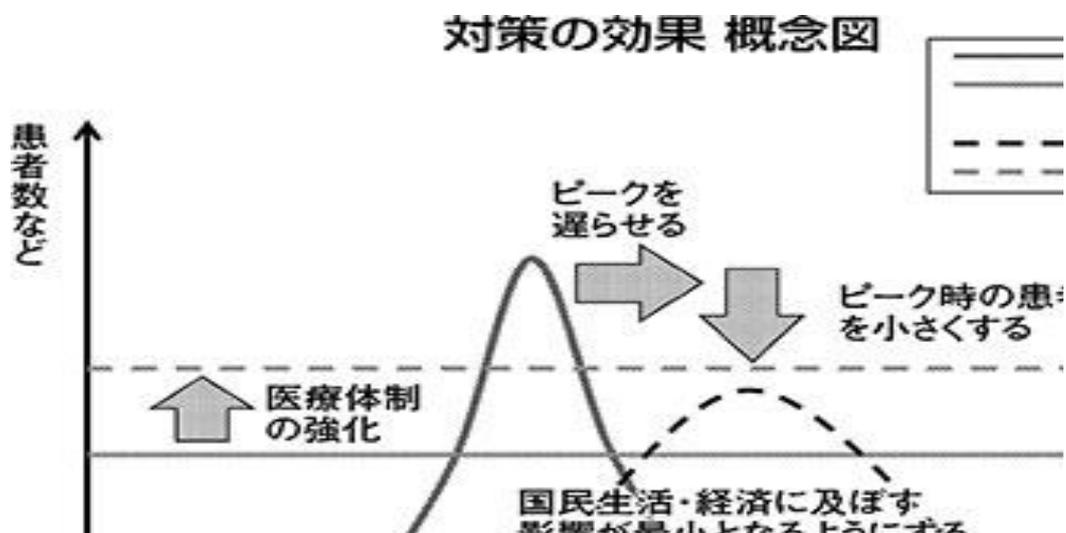
特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置付けられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、芦屋市では、平成21年に策定した「芦屋市新型インフルエンザ対策計画」を踏まえて、特措法第8条に基づき、「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を、策定するものです。

市行動計画においては、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する対策等を示しています。

## 2 新型インフルエンザ等対策の考え方

### （1）対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活及び市民経済に及ぶ影響が最小となるようにする。



### （2）病原性、感染力の程度に応じた対策

- 発生段階での具体的な対策は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、本市あるいは発生地域の特性等の状況を踏まえ、政府が定める基本的対処方針や、県が決定した対策レベルに基づき、対策項目ごとに具体的な対策を柔軟に選択していきます。

### 3 新型インフルエンザ等の発生段階

- 政府行動計画では、海外や国内での発生を踏まえて、5段階に分類しており、政府対策本部が発生段階の移行を決定します。
- 県行動計画でも、地域での発生状況に応じ柔軟に対応する必要があることから、5段階に分類しており、県が必要に応じて国と協議の上で発生段階の移行を決定します。
- 本市においては、国や県が定める段階を踏まえ、市内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況を勘案して、市行動計画で定められた対策を実施することとします。

| 流行状態  | 発生段階            |        |
|---|-----------------|--------|
|   | 県・市行動計画         | 政府行動計画 |
| 新型インフルエンザ等が発生していない状態                                      | 未発生期            | 未発生期   |
| 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態                                      | 海外発生期<br>県内未発生期 | 海外発生期  |
| 国内で発生したものの県内（隣接府県含む。）では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態            |                 | 国内発生早期 |
| 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているか、国内において全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 | 県内発生早期          | 国内感染期  |
| 県内のいずれかの地域で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態                | 県内感染期           |        |
| 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態                        | 小康期             | 小康期    |

### 4 市行動計画の主な対策(主要6項目)

市行動計画では、「(1) 実施体制」、「(2) 情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活・市民経済の安定の確保」の主要6項目に分けて策定します。各項目の概要については以下のとおりです。

#### (1) 実施体制

- 未発生期においては、関係部署との連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進するとともに、国、県等との連携を強化し、発生に備えた準備を進めます。

- 新型インフルエンザ等が海外で発生した場合には、「芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議」を必要に応じて招集し、「政府新型インフルエンザ等対策本部」「兵庫県新型インフルエンザ等対策本部」が設置された時は、速やかに「芦屋市新型インフルエンザ等対策本部」を設置します。

また、国が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合には、特措法に基づく「芦屋市新型インフルエンザ等対策本部」として、必要な対策を実施します。

## （２）情報収集

- 新型インフルエンザ等対策を有効に実施していくためには、サーベイランス（感染症の発生状況の把握及び分析）が極めて重要であるため、発生前から新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集します。
- 海外発生期から県内発生早期までは、市内新型インフルエンザ等患者の全数把握や学校等での集団発生の把握体制を強化します。新型インフルエンザ等発生に関して国内外の機関が公表する情報を積極的に収集します。
- 県内感染期においても、国内発生・県内発生早期の対策を継続します。

## （３）情報提供・共有

- 未発生期には、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報等を市民ほか、医療機関、事業所等に情報提供します。
- 海外発生期以降については、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ情報提供します。また、県コールセンターや相談センターの開設について周知し、県からの要請に従い相談窓口等による体制の充実・強化を行います。また、外来受診が可能な医療機関については、市ホームページ等を通じて市民に周知します。
- 市民への情報提供にあたっては、広報あしや、ホームページ、まちナビ、あしや防災ネット等広報媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に行います。
- 関係機関、関係団体とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図ります。

## （４）予防・まん延防止

### ア 主なまん延防止対策

#### ① 個人レベルにおける対策

- 発生段階に関わらず、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。
- 県及び芦屋健康福祉事務所が行うまん延防止策に協力します。
- 緊急事態宣言が行われた場合の不要不急の外出の自粛要請等、感染対策についての理解促進を図ります。

## ② 地域・職場対策の周知

- 未発生期から、職場における感染防止対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施するよう周知を図ります。

## ③ 学校・施設等対策

- 学校や保育施設等における、感染対策を実施するとともに学校保健安全法に基づく臨時休業を適切に行うよう、学校等の設置者に準備要請します。
- 病院・社会福祉施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設において、感染予防策を強化するよう依頼します。

## イ 予防接種

### ① 特定接種

- 特定接種の登録事業者の登録に係る周知及び円滑な接種に協力します。

特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行われる予防接種のことで、国がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われます。

### ② 住民接種

- 市民に対し速やかに予防接種ができる体制を整備し、国が決定した接種順位に基づき接種を行います。

住民に対して行われる予防接種のことで、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により行われます。一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項（新臨時接種）により行われます。

## (5) 医療

未発生期に、芦屋健康福祉事務所が開催する「圏域新型インフルエンザ等対策協議会」において医療体制の整備が推進されることを踏まえ、芦屋健康福祉事務所が実施する各発生段階での医療体制の確保等に協力します。また、海外発生期以降には、以下の医療体制が行われます。

- 海外発生期から県内発生早期までは、芦屋健康福祉事務所に「相談センター」が設置され、発生国からの帰国者・患者の接触者であって、発熱、呼吸器症状等を有する相談者の症状等に応じて、「専用外来」又は一般の医療機関への受診の振り分けが行われます。
- 県内発生早期には、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者は感染症指定医療機関等に入院となります。

- 県内感染期には、「専用外来」での診療体制から、原則として院内感染対策を行った外来協力医療機関での診療や、対策レベルによっては一般の医療機関で診療する体制に切り替えられます。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅医療に振り分けられ、医療体制の維持・確保が図られます。

#### (6) 市民生活・市民経済の安定の確保

- 市民生活及び市民経済への影響が最小となるよう、国、県等、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分な準備を行います。
- 要援護者への生活支援の対応についても、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的な手続きを決めておきます。
- 国内発生に備え、食料・生活必需品や衛生資器材等適正な備蓄を行うよう啓発します。
- 国及び県と連携し、火葬場の能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について検討を行い、埋火葬を円滑に行うための体制を整備します。

## 発生段階ごとの主な対策の概要

|                      | 未発生期  | 海外発生期<br>県内未発生期                                      | 県内発生早期  | 県内感染期                                  | 小康期                           |
|----------------------|---|--|---|--|-------------------------------|
| 対策の考え方               | ・発生に備えた体制の整備  | ・市内発生に備えた体制の整備<br>・情報収集の強化                           | ・県内での感染拡大の抑制<br>・患者への適切な医療の提供<br>・感染拡大に備えた体制の整備                 | ・健康被害を最小限に抑制<br>・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑制 | ・市民生活及び市民経済の回復<br>・流行の第二波への準備 |
| (1) 実施体制             | ●行動計画等の策定<br>●平素からの情報交換, 連携体制確認, 訓練実施                         | ●「芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議」招集/※県が対策本部を設置した場合は, 市対策本部を設置 | ★芦屋市新型インフルエンザ等対策本部の設置   |  | ●体制の縮小, 継続<br>●対策等の評価, 見直し    |
| (2) 情報収集             | ●新型インフルエンザ等に関する情報収集<br>●学校等でのインフルエンザ様疾患集団発生の把握                | ●学校等でのインフルエンザ様疾患集団発生の把握の強化                           |   |  | ●学校等での集団発生の把握                 |
| (3) 共有情報提供           | ●市ホームページ等を利用した継続的な情報提供<br>●情報提供体制の整備<br>●相談窓口の設置準備            | ●多様な手段による情報提供・注意喚起<br>●関係機関との情報共有<br>●相談窓口の設置        |   |  | ●相談窓口の縮小                      |
| (4) 予防・まん延防止         | ●個人レベルでの対策の普及<br>●地域・職域対策の周知<br>●住民接種体制の構築                    | ●まん延防止対策の準備への協力<br>●特定接種の実施                          | ●まん延防止対策の実施<br>★外出の自粛要請<br>★施設の使用制限<br><br>●住民接種の実施(供給が可能になり次第) |  |                               |
| (5) 医療               | ●県が行う医療対策に対して適宜協力   |  |   | ★臨時医療施設の設置                             |                               |
| (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保 | ●要支援者への生活支援体制の整備<br>●生活必需品等の備蓄の周知<br>●業務継続計画策定の促進<br>●火葬能力の把握 | ●事業者へ感染予防対策の周知                                       | ●要支援者等への対策実施<br><br>●円滑な火葬の実施<br>★水の安定供給<br>★生活関連物資等の価格の安定      | ●消費者として適正な行動の呼びかけ                      |                               |

★は緊急事態宣言時のみに実施

●緊急事態宣言がされていない場合でも実施